

東京高裁平成八年（行コ）第四五号、八・一二・一〇判決  
判 決

控訴人 岩井金属工業株式会社

被控訴人 中央労働委員会

被控訴人補助参加人 岩井金属労働組合

右当事者間の不当労働行為救済命令再審査申立棄却命令取消請求控訴事件について、当裁判所は、次のとおり判決する。

(主文)

- 一 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人の負担とする。

(事実及び理由)

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴人

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が中労委平成五年(不再)第一一号事件につき平成六年七月二〇日付けでした命令を取り消す。

二 被控訴人及び被控訴人補助参加人  
控訴棄却

第二 事案の概要

原判決該当欄記載のとおりであるから、これを引用する。

第三 当裁判所の判断

一 当裁判所も、X1 委員長に対する解雇及びその後の立入り拒否、係長等による組合員の脱退届・組合費等返還請求書の提出、組合ビラ配付に対する控訴人会社職制の対応、X2 青年部長の班長職外し、本件プレハブ建物の破壊、組合掲示板の撤去、平成二年一〇月二五日及び同年十一月二日付けの団交申入れに対する控訴人会社の対応は、いずれも不当労働行為に該当するので、被控訴人が発した本件命令は正当であるものと判断するが、その理由は、原判決が争点に対する判断として説示するとおりであるから、これを引用する。

二 したがって、原判決は相当で、本件控訴は理由がない。  
よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第二民事部